

令和6年2月7日

令和5年度（第77期）司法修習生採用選考申込者 各位

司法研修所事務局経理課経理係

### 導入修習及び分野別実務修習参加にかかる旅費の支給手続について

導入修習及び分野別実務修習参加のための旅費の支給手続については、下記のとおりです。

なお、旅行にあたっては旅行命令が必要になりますので、期限前に余裕を持って所定の手続を行ってください。

おって、導入修習参加のための旅費と分野別実務修習参加のための旅費で、旅費支給庁が異なるため、それぞれ別の手續が必要になりますのでご注意ください。

#### 記

##### 1 導入修習参加のための旅費の支給手続について

導入修習参加のために採用内定時住所から司法研修所まで移動するための旅費の支給は、司法研修所において、「司法修習生採用選考申込者情報入力フォーム」（以下「入力フォーム」という。）で届け出ている情報を基に下記のとおり支給手続を行う。

###### (1) 移動手段等の確認

入力フォームにて届け出された住所を採用内定時住所として、司法研修所において採用内定時住所から司法研修所までの最も経済的な通常の経路及び移動手段等を選定し（以下、この経路及び移動手段等を「選定経路」という。）、2月末頃に移動手段等の確認のため下記のアからウまでの各項目につき、Microsoft Teams（以下「チームズ」という。）上にて(3)の対象者を除く司法修習生に個別に通知する。

通知を受けたら各項目について内容を確認の上、修正の必要がある場合は、追って指示（2月末頃）する方法により修正の申告をすること。

修正の申告がない場合は、通知した移動手段等の利用を基にして、旅費支給の手続が行われる。

なお、修正の申告があった移動手段により計算した旅費が、司法研修所で算出した選定経路の旅費よりも高額な場合は、減額調整がなされる。

おって、航空機を利用して移動する場合は、移動手段等の確認の際に、航空券の領収書等の提出を要するため、早めに航空券を購入されたい。

###### ア 出発地

選定経路において起点となる駅やバス停を出発地として通知する。

入力フォーム届出後に転居した等により、通知された出発地が実際の出発地とは明らかに異なる場合に修正の申告をすること。

なお、転居等の事実は無いものの、通知された出発地に疑義がある場合は、司法研修所経理課経理係まで問い合わせること。

イ 主たる移動手段

選定経路の主たる移動手段を通知する。

次のア及びイに該当する場合に限り、修正の申告をすること。

なお、航空機利用者は、修正の有無にかかわらず、搭乗予定日を申告するとともに、領収書等（同封している「司法修習における旅費について」記4(2)ア参照）を追って指示（2月末頃）する方法により提出すること。

(ア) 通知された移動手段ではなく、別の移動手段（例：鉄道→航空機）を利用する場合。

(イ) 鉄道を利用して移動するが、特急（新幹線を含む。）区間につき、指定席ではなく自由席を利用する場合。

なお、特急料金は、選定経路において特急乗車区間が100キロメートル以上となる場合にのみ支給される。

ウ ICカード（Suica・PASMO等）の利用について

在来線（バスを含む。）区間について、原則、ICカード利用運賃で交通費を算出する。

全ての経路を現金運賃で移動する場合に限り、修正の申告をすること。

(2) 移動日について

司法研修所への移動日を、次のア及びイのとおり定め、交通費を算出する。

ア 導入修習初日に移動が可能な者（採用内定時住所が一都三県（東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県）の者（入寮者を除く。））は、導入修習初日（3／21）

イ 導入修習初日の移動では導入修習に間に合わない者（採用内定時住所が一都三県以外の者及び入寮者）は、導入修習前日（3／20）

ただし、航空機利用者は、申出のあった航空機に搭乗した日を移動日とする。

なお、通知された移動日に疑義があるときは、個別に対応するため、司法研修所経理課経理係まで問い合わせること。

(3) 在勤地内居住者（対象者のみ通知）

採用内定時住所が司法研修所の在勤地（※）にあたる場合、旅費法に基づき旅費は支給されない。対象者には、その旨個別に通知するので確認すること。

※ 司法研修所から概ね半径8キロメートル以内

(4) 航空機に搭乗したことを証する書面の提出

航空機利用者は、搭乗したことを証する書面（同封している「司法修習における旅費について」記4(2)イ参照）につき、チームズ77期全体チームの事務局アンスチャネルに3月中旬に設置予定の「搭乗したことを証する書面（導入修習）（仮題）」の申告フォームの末尾添付ファイル欄に電子画像で貼り付ける形にて提出すること。

(5) 決定した旅費額の確認

当係にて上記の情報を基に旅費額を算定後、3月下旬頃に同金額等をチームズ上にて(3)の対象者を除く司法修習生に個別に通知する。

通知の内容を確認し、実際に要した旅費額が通知された旅費額よりも安価である場合は、司法研修所経理課経理係へ連絡すること。

(6) その他

航空機利用に係る資料につき、電子画像による提出ができない場合は、郵送により下記送付先へ提出もしくは、経理課経理係（司法研修所本館1階）に持参提出すること。

【送付先】〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所事務局経理課経理係 宛

2 分野別実務修習参加のための旅費の支給手続について

分野別実務修習参加のために司法研修所から配属庁まで移動するための旅費の支給手続は、配属庁が行うため、下記のとおり配属庁あてに資料を提出すること。

(1) 提出書類等

ア 同封している「分野別実務修習参加のための旅費及び旅費振込先申告書」を提出する。

(ア) 導入修習終了後、分野別実務修習参加にかかる旅費額を計算するために旅行経路等を申告する。

なお、東京、立川、横浜、さいたま及び千葉に配属された司法修習生は、分野別実務修習参加のための旅費の支給がないため、旅行経路の申告は不要。

(イ) 配属庁から支給される旅費の振込先を申告する。

申告された旅費振込口座は、分野別実務修習参加のための旅費を含め、配属庁が支給する全ての旅費の振込先となるため、分野別実務修習参加に伴う旅費がない東京、立川、横浜、さいたま及び千葉に配属された修習生も含め、必ず全員提出すること。

提出期限 3月14日（木）必着

提出先 配属庁（封筒の宛名は「○○地方裁判所司法修習事務担当者」とする。）

イ 航空機を利用する場合の証拠書類の提出

航空機を利用する修習生は、同封している「司法修習における旅費について」記4を参照の上、領収書及び搭乗したことを証する書面を配属庁に提出する。

なお、航空券購入の際に往復分をまとめて購入した場合など、司法研修所提出分と配属庁提出分の領収書が一枚の場合は、司法研修所に電子画像を提出後、原本を配属庁に提出する。

(2) 書類提出後の手続について

提出した申告内容（旅行経路等）に変更が生じた場合は、速やかに提出先である配

属庁の担当者に連絡する。

また、書類提出後の手続については、配属庁の担当者の指示に従い、手続を行うこと。